（契 約 № 　　 ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　　　 一般用電気工作物の点検業務委託契約書 | 　収　入　印　紙（200円） |  |

（以下「甲」という。）と　長野県電気工事業工業組合（以下

「乙」という。）とは、乙の「点検業務受託事業規程」第５条の規定に基づき、甲の所有又は占有に係る一般用電気工作物の点検業務に関し、次のとおり契約する。

〔契約の締結〕 第１条　甲は、次に掲げる甲の所有又は占有する一般用電気工作物の維持及び運用に関する

点検業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  氏　　　　　名 |  |
|  住　　　　　所 |  | 電話 |  |
|  電気工作物の 設置場所 |  |
|  電と 力の 会契 社約 |  契約種別 |  需要家番号 |  契約者名義 |  業　種 |  契約電力 |  受電電圧 |
| 電灯 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

〔業務の内容〕

第２条　業務の内容は、次に掲げるものとする。

 　イ　乙は、一般用電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導又は助言を行うと　　 　　ともに、定期的に電気工作物の点検測定（以下「定期点検」という。）を行い、経済産　　 　　業省令で定める電気設備に関する技術基準（同解釈を含む。以下「電技」という。）そ　 　 　　の他の電気事業法関係法令に適合しない事項その他安全上支障があると認めるときは、　 　 　　必要な応急措置を講じ又はとるべき処置につき指導勧告又は助言を行うものとする。

　 ロ　乙は、一般用電気工作物に事故が発生し、甲から通報があったときは、直ちに応急措　　 　　置を行い、事故原因の探求に協力し、再発防止に必要な処置を行うものとする。

　 ハ　乙は、一般用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲から相談を受けたときは、　 　　その都度設計の相談に応ずるとともに、工事を依頼された場合は、乙に登録された最寄　　 　　りの電気工事業者に連絡して工事を施工させ、竣工後点検測定（以下「竣工点検」とい　　 　　う。）を行うものとする。

 　ニ　定期点検は、甲と協議の上日時を定め、電技に基づき精密点検及び目視点検を行うも

のとする。

 　ホ　乙は、定期点検の結果、一般用電気工作物を改修する必要がある場合、甲と協議の上　 　　　乙に登録された最寄りの電気工事業者に連絡して速やかに改修させ、改修後再び点検測　　 　　定（以下「再点検」という。）を行うものとする。

 　ヘ　乙は、一般用電気工作物の保安体制を補完するため、定期点検のほか甲と協議の上臨

時に点検測定（以下「臨時点検」という。）を行うものとする。

 　ト　乙は、甲から臨時に一般用電気工作物の工事について要請があったときは、乙に登録　　 　　された最寄りの電気工事業者に連絡して速やかに甲の要望に応ずるとともに、工事の結　　 　　果を点検するものとする。

〔業務の実施〕

第３条　乙は、別に定める点検業務受託事業運営規約（以下「運営規約」という。）により円滑な業務の運営を図るものとする。

２　業務は、乙が選任した組合員が実施するものとする。

３ 選任を受けた組合員は、前条の業務を行う点検技術員を定め、乙に通知するものとする。

４　乙は、業務を行う組合員及び点検技術員の氏名等をあらかじめ文書により甲に通知するも　　 のとする。

５　乙は、点検技術員に身分証明書を交付するものとする。

６ 点検技術員は、業務を実施する場合は、身分証明書を携帯し、甲の請求があった場合は提　　 示することとする。

〔点検技術員〕

第４条　点検技術員は、組合員又は組合員の従業者であって、次の条件を具備する者の中より選　　 ぶものとする。

 イ　第一種電気工事士免状の交付を受けてから２年以上の実務経験を有する者

 ロ　第二種電気工事士免状の交付を受けてから５年以上の実務経験を有する者

 ハ　電気工事士免状を有し、かつ、電気主任技術者免状を有する者

〔点検測定〕

第５条　乙が行う点検測定は、次により行うものとする。

 イ　定期点検

 ａ　精密点検　　　　年　　　　　　　1回

 ｂ　目視点検　　　４ヶ月に　　　　　1回

 ロ　再点検

 定期点検の結果必要とする場合　　　随時

 ハ　臨時点検

 委託者と協議の上　　　随時

 ２　乙が行う点検項目及び点検要領は別表１、点検調査記録は別表２（精密点検のみ）による　　 ものとする。

 ３ 乙は、点検結果を別表３（目視点検を除く。）の報告書により甲に通知するものとする。

〔業務管理者〕

第６条 乙は、組合員の実施する業務を総括管理するため、管理者をおくものとする。　 ２ 管理者は、常勤の理事又はこれに準ずる者であって、技術的能力を有する者をあてるもの　　とする。

 ３ 管理者は、業務実施状況並びに甲の要望等を常に把握し、必要な場合には、組合員に業務　　 の改善を指示する。

〔担当組合員〕

第７条　乙は、業務に関する担当組合員を定め、その者の氏名のほか、執務時間内及び時間外（夜　　間、休日等を含む。）に緊急事態が生じた場合の連絡方法等について、あらかじめ甲に文書　　 により通知するものとする。

 ２ 乙は、担当組合員の不在の場合に備え、その代理者を定めておくものとする。

〔委託者の協力〕

第８条　甲は、次により業務の円滑な実施に協力することとする。

 　 イ 甲は、乙又は組合員が指示した事項又は協議決定した事項については、努めて協力し、　　　 速やかに必要な措置を講ずるものとする。

 　 ロ　甲は、一般用電気工作物の設置又は変更の工事予定がある場合は、あらかじめ乙に通　　　　 知するものとする。

 　 ハ　甲は、電気事故その他災害が発生した場合は、可及的速やかに乙に通知するものとす　　　　 る。

 　 ニ　乙は、業務を行うため必要な場合は、甲の同意をえて一般用電気工作物の設置場所に　　　　 立入ることができるものとする。

 ホ　甲は、組合員が行う業務に立ち合うものとする。

 　 ヘ　甲は、電気事業法の規定に基づく経済産業大臣の立入検査を受ける場合は、あらかじ　　　　 め乙に連絡することとする。

 　 ト　甲は、業種、代表者又は所在地に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものと　　　　 する。

〔実施日程等〕

第９条　乙は、業務を平日に実施するものとし、原則としてあらかじめ実施予定日の１０日前ま　　 でにその旨を甲に通知するものとする。

 ２　甲は、乙の予定日を尊重しこれに協力するものとする。ただし、やむを得ない理由により　　 予定日の変更を必要とする場合は、甲、乙協議のうえ新たな日程を定め、実施することとす　　 る。

〔秘密の保持〕

第１０条　乙、乙の職員、組合員及び点検技術員は、業務実施上知り得た甲の秘密は、業務の遂　　 行の目的に限り使用し、甲の同意がある場合を除き、他に漏らしてはならないこととする。

〔記録の保存〕

第１１条　乙は、点検測定記録及び甲に指示した事項等の文書の写しを５年間保存するものとする。

〔点検業務料〕

第１２条　業務に対する点検業務料は、次のとおりとする。

 　イ　第２条に定めるイ～ホの定例点検業務料　年額　　　　　　　円（税込）

 ロ　イ以外の点検業務料については、甲と乙が協議して定めるものとする。

〔点検業務料の支払〕

第１３条　定例点検業務料は、契約締結時に年額を乙の指定する銀行預金口座に振込むものとする。

 ２　定例点検業務料以外の手数料の支払方法については、甲と乙が協議して定めるものとする。

 ３ 乙は、乙の都合により契約を解除する場合のほか、すでに支払われた手数料は、返戻しな　　 いものとする。

〔契約期間〕

第１４条　この契約の有効期間は、契約締結日から１年とする。ただし、期間満了の１ヶ月前ま　　 でに甲乙いずれかの一方から異議の申出がないときは、この契約は、更に１年自動的に延長　　 されるものとする。

 ２　自動延長後の取扱いについても同様とする。

〔契約の変更〕

第１５条　甲が次に掲げる事項を変更しようとする場合は、契約期間内でも契約を変更すること　　 ができるものとする。

 イ　契約最大電力

 ロ　受電電圧の種別

 ハ 甲の名称又は代表者

〔契約の解除〕

第１６条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

 イ　甲又は乙のいずれかの一方が、この契約に定める義務の履行を怠った場合

 ロ　甲が正当な理由なく点検業務料の支払いを遅滞した場合

 ハ　甲が移転等特別の理由が発生した場合

　２　前項に該当する場合は、あらかじめ相手方に通知するものとする。

〔契約の失効〕

第１７条　次の各号のいずれかに該当する場合は、その時点以降この契約は、効力を失うものと　　 する。

 イ　契約の対象である一般用電気工作物が廃止された場合

 　 ロ　契約の対象である一般用電気工作物が電気事業法第３８条第４項に規定されている自　　　　家用電気工作物となった場合

〔損害の賠償〕

第１８条　乙は、業務上の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、損害賠償の責に応ずる　　 ものとする。

〔損害賠償の免責〕

第１９条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責を負わないものとする。

 イ　契約に基づき協議決定した事項若しくは第５条第３項により通知した事項について、　　　　 甲がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合

 ロ　甲が電気事業法関係法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じた　　　 　場合

 ハ　その他乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

〔その他〕

第２０条　乙は、契約期間中に点検業務受託事業規程を変更した場合は、遅滞なく甲に通知するものとする。

 ２ 契約が解除又は失効となった場合の点検業務料の取扱いについては、甲と乙が協議して定　　 めるものとする。

 ３　乙は、甲と契約したときは、速やかに甲の氏名、契約期間等を電力会社に通知するものと　　 する。

 ４　この契約に記載されていない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

 ５　担当組合員及び緊急対応者並びに担当組合員不在の場合の代理者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  担当組合員住所 | 〒 　電話 |
|  担当組合員商号 |  　　　　　　　　　　　　　代表者　 |
|  　　　 点　検　技　術　員 |  　　緊急連絡先（夜間・休祭日） |
|  氏名 |  |  氏名 |  |
|  電話 |  |  電話 |  |
|  担当組合員不在の場合の代理者 |  支部長 電話　 |

 以上契約の証として、この契約書２通を作成し、 甲乙記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

 　 　年　　月　　日

 　委 託 者

 住　　所

 （甲）氏　　名

 代表者名 　　 　印

 　受 託 者

 住　　所 長野県長野市大字鶴賀田町２０８８番地

 （乙）氏　　名 長野県電気工事業工業組合

 理事長名 　　　　　　 印